

ヘイト・スピーチの規制に関する条例・骨子

【前文】（文案）

大阪市は、世界有数の国際都市であり、外国籍を有する多くの人びとが住んでいる都市である。国際化、グローバル化、ダイバーシティ（多様化）を実現することは大阪市の実り豊かな発展を支える。

それぞれの文化を理解、尊重し、異文化交流を充実化させることが大阪市における市民力を高める。とりわけ、大阪には歴史的な経緯から多くの在日韓国・朝鮮人の人びとが暮らしている。大阪における多民族共生は極めて重要な課題である。

そのためには、外国籍の人びとや、外国にルーツをもつ人びとを排斥、攻撃しようとする活動に対して、毅然とした態度で立ち向かわなければならない。ヘイト・スピーチは、マイノリティへの悪意を社会に充満させ、マイノリティへの暴力、極端な場合には他民族虐殺や戦争をも導くものであり、平等・平和・友好をめざす社会を破壊する点で社会的に不正かつ危険であることを確認し、これを克服することに取り組む必要がある。

市は、憲法上の権利である表現の自由の保障に十分配慮しながら、人種差別撤廃条約の精神に照らして、ダイバーシティを促進し、大阪市民と外国籍の人々・外国にルーツをもつ人びとが共に生活できる環境を構築することをめざして、この条例を制定する。

【目的】（文案）

この条例は、差別が、被差別者の心身及び日常生活に深刻な悪影響を与えるのみならず、自由・平等・平和な民主主義社会の実現と諸国間の友好的・平和的な関係を構築する障壁となることに鑑み、人種差別撤廃条約及び日本国憲法14条を具体化し、ヘイト・スピーチの防止等に関し、市、市民等の責務を明らかにするとともに、ヘイト・スピーチに対する規制等のために必要な事項を定めることにより、人間の尊厳と法の下での平等の侵害、差別を許さない社会の構築を図り、もってヘイト・スピーチを根絶し、ヘイト・スピーチによる被害とそれによる社会的排除をなくすることを目的とする。

【定義】（文案）

- 1 この条例において「ヘイト・スピーチ」とは、人種差別撤廃条約の趣旨に即して、人種、皮膚の色、世系、民族、国籍、門地若しくは社会的身分によって特徴づけられる集団に対して、又はこれに属することを理由に個人に対して、冒涇、中傷又は暴力を扇動することをいう。
- 2 この条例において「差別」とは、前項にいう属性に基づく区別、排除、制限であつて、政治的、経済的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を享受することを妨げ、または害する目的を有する行為をいう。

【市の責務】（以下、骨子）

市の責務として、ヘイト・スピーチ根絶に向けた、適切な広報及び啓発、被害の防止、被害に対する救済に必要な教育の推進その他の必要な措置を講じる義務を定めること。

【市民の責務】

- 1 市民の責務として、ヘイト・スピーチが人間の尊厳並び法の下の平等を侵害する差別であることについて理解を深めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努める義務を定めること。
- 2 市民の責務として、ヘイト・スピーチに係る表現行為がインターネットを利用して公衆の閲覧に供されていることを発見したときは、速やかに後出のヘイト・スピーチ侵害防止委員会に通報するよう努める義務を定めること。

【適用上の注意】

条例の適用に当たって、表現の自由等市民の権利を不当に侵害しないように留意し、条例の趣旨を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することのないように注意を喚起すること。

【ヘイト・スピーチの禁止】

- 1 「何人も、条例の趣旨に反して、公然と、ヘイト・スピーチをしてはならない」旨明確に定めること。
- 2 【定義１】に定める属性を理由とする差別をし、あるいは差別を助長する意思を表示することの禁止。
- 3 市の施設が利用されるに際し、差別あるいは差別の助長であることが客観的に明らかの場合に、市がその利用を拒む権利及び義務があることを定めること。

【ヘイト・スピーチ侵害防止委員会】

- 1 【目的】を達成するための独立した公正中立な機関として、「ヘイト・スピーチ侵害防止委員会」（以下「委員会」という。）の設置を定めること。
- 2 委員会はヘイト・スピーチ侵害による被害の救済及び予防に関する職務を行うものであること。
- 3 委員会の職務に、ヘイト・スピーチに関する問題についての相談に応ずるものを含むこと。

4 何人も、公然とヘイト・スピーチが行われ、又は公然とヘイト・スピーチが行われるおそれがあるときは、委員会に対し通報し、対処を求めることができることを定めること。

5 委員会は、4の申立てを受けたときは、当該申立てに係る事案に関して必要な調査を行うことができる旨を定めること。

6 委員会は、調査において必要があると認めるときは、当該調査に係る事案に係る者に対して、事情を聴取し、質問し、説明、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができ、委員会から要請を受けた者は、法令で特段の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならないことを定めること。

7 委員会は、4の申し立てをした者からの要請があった場合は、調査結果の内容を書面により当該申立人に通知するものとする。

8 当該申立人が、委員会に対し、調査結果の内容について再調査を申し立てることができる旨を定めること。

9 委員会が、調査の結果に基づき、ヘイト・スピーチによる被害を予防し、又は被害に対し救済するため必要があると認めるときにとりうる措置として以下のものを定めること。

(1) ヘイト・スピーチの被害を受けた者、又は受けるおそれのある者及びその関係者（以下「被害者等」という。）に対し、必要な助言、関係公的機関又は関係民間団体等の紹介、あっせんその他の援助をすること。

(2) ヘイト・スピーチを行い、もしくは行うおそれのある者又はこれを助長し、若しくは誘発する行為を行う者（以下「加害者等」という。）に対し、当該行為に関する説示、人権尊重の理念に関する啓発その他の指導をすること。

(3) 犯罪に該当すると思料される行為について告発すること。

10 委員会は、ヘイト・スピーチにより生命若しくは心身に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合、必要であると認めるときは、更に次に掲げる措置を講ずることができることを定めること。

(1) 加害者に対し当該行為の中止を勧告すること。

(2) 加害者に対し人権啓発に関する研修等への参加を勧奨すること。

11 委員会は、勧告を行ったにもかかわらず、加害者が正当な理由なく従わないときは、その旨を公表することができる。

12 委員会は、勧告及び公表を行うときは、あらかじめ加害者に対し弁明の機会を与え

なければならないことを定めること。

13 委員会は、所轄機関又は事業者に次の進言をすることができることを定めること。

(1) ヘイト・スピーチをする目的で、行進もしくは集団示威運動で、車又は徒歩で行列を行い、街路を占拠又は行進するために道路使用許可が申請され又はその許可をした場合、この条例の趣旨に反して、他人の権利又は信用、公の秩序又は公衆の健康を危険にさらすおそれがあると認めるとき、府の公安委員会もしくは警察署に対して許可しないこと又は許可を取り消すこと。

(2) 委員会は、ヘイト・スピーチをする目的で、集会を開催するために市の管理にかかる施設について使用許可が申請された又はその許可をした場合、この条例の趣旨に反して、他人の権利又は信用、公の秩序又は公衆の健康を危険にさらすおそれがあると認めるとき、当該管理者に対して許可しないこと又は許可を取り消すこと。

(3) 委員会は、ヘイト・スピーチに該当するインターネット（特定電気通信）上の書き込みなどについて、期限を定めてプロバイダー（特定電気通信役務提供者）に対し、当該ヘイト・スピーチの記録の消去および書き込みをした者と契約を打ち切ること。

14 委員の選任方法、権限、任期、身分等については、別途条例において定めること。

【訴訟援助】

1 被害者がヘイト・スピーチによる被害に関する訴訟の提起、その他の法的救済措置を求める場合、市は当該被害者に対し、当該訴訟等に要する費用の無利子の貸付を行う制度を設けること。

2 貸付を実施するか否かの決定は、委員会の審査に基づくものとする。

3 貸付限度額は〇〇円とし、その詳細は別途条例で定める。

【罰則】

ヘイト・スピーチ禁止条項に反し、公然と、脅迫的又は侮辱的な態様で、ヘイト・スピーチをした者に対する罰則規定を設けること。

【見直し】

条例の運用状況、実施効果等を勘案し、また国におけるヘイト・スピーチ規制の状況を考慮し、この条例施行後3年以内に見直しを行うものとする。